

第3章 ひとり親家庭支援施策の具体的な展開

1 相談体制の整備

1-1 広報・普及啓発と相談窓口

現状と課題

- ひとり親家庭を対象とした公的制度は様々ありますが、制度を知らなかったので利用していない、という人も多く、十分な周知がされていない可能性があります。
- また、支援が必要な人が必ずしも相談窓口につながっていないのではないか、との指摘もあり、関係機関が連携して支援が必要な家庭を把握し、支援につなげていくことが必要です。
- ひとり親家庭の中には、きょうだいの世話や家事を担う、いわゆるヤングケアラーが存在すると考えられます。ひとり親家庭とヤングケアラーの支援をどう結び付けていくかということも課題になっています。
- 何らかの事情により、結婚をせず子どもを産むという選択をされる方もいます。妊娠から関係機関が連携することで適切な支援につながりますが、ひとり親家庭の相談窓口以外で把握した情報が共有されないことを課題に感じている区市町村もあります。
- ひとり親家庭の相談状況等に関する調査では、「窓口へ行くのが大変」「時間が合わない」との理由から相談しにくい、という声もあります。就労状況や子供の年齢等により、ひとり親が相談しやすい時間帯や相談方法は異なります。

今後の取組

ひとり親家庭の地域での安定した生活を支えるため、支援を必要とするひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や、相談体制の整備、関係機関の連携強化に取り組みます。

<広報・普及啓発>

- ひとり親家庭向けポータルサイトを活用し、区市町村をはじめとした様々な支援機関が実施する支援施策を周知します。
- 区市町村が実施する、ひとり親家庭を対象にした事業の広報や普及啓発に関する取組を支援します。

<関係機関の連携>

- 子供食堂や子供の学習支援などの拠点を活用し、要支援家庭の把握に取り組む区市町村を支援します。
- 妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていくとともに、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。
- ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化をより一層推進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備します。
- 予期せぬ妊娠をした女性や特定妊婦等について、妊産婦や生まれた子供の支援に関わる関係部署が連携し必要な調整等が行われるよう、区市町村における困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議の設置を働きかけます。

<多様な相談体制の確保>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、SNS 相談やオンライン面談等を活用し、ひとり親家庭の状況に応じた相談に対応します。

【主な施策】

■ ひとり親家庭向けポータルサイトの運用〔福祉局〕

国、都、区市町村が実施しているひとり親家庭に向けた様々な支援について、横断的に検索できるサイトを運用します。

■ 【拡充】ひとり親家庭等生活向上事業〔福祉局〕

ひとり親家庭等が、生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援するとともに、学習支援を実施し、要支援家庭の把握に努める区市町村を支援します。

■ 子供の貧困対策支援事業〔福祉局〕

生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。

■ 【拡充】東京都ひとり親家庭支援センター事業〔福祉局〕

都内2か所（区部・多摩地域各1か所）に相談拠点を設置し、ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・親子交流支援等を実施します。

■ 【新規】ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞〔福祉局〕

ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援します。

コラム はあと LINE 相談 ～気軽に相談してください～

- ひとり親の方が気軽に利用できる LINE 相談は、令和 4 年 1 月に開始しました。気軽に相談ができるため、好評で、多くの方にご利用いただいています。受付時間は毎週水曜日と土曜日の 14 時から 21 時 30 分までです。
- LINE 相談は、電話での相談と違い、声を出さなくても相談ができます。お子さんや周囲に聞かれたくないと思っていることでも、気にせずに相談することができます。また、LINE は、普段使っている方も多いツールであり、来所や電話は緊張するという方でも気軽に相談ができます。
- 相談は、匿名で受けており、「今日はあなたをどのようにお呼びすればいいですか？」から会話を始め、その呼び名でやりとりしており、ご相談者のプライバシーや秘密は守られています。相談内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご相談いただきたいと思います。
- 現在も、子育てや仕事のこと、離婚前後の様々なお悩み、不安なお気持ちなど、多くの方々から相談を受けています。お子さんの年齢も 0 歳から大学生まで様々です。
- 離婚を考えているけど誰にも言いたくない、不安や悩みを抱えているけどどこに相談したらいいかわからないと思ったら、まずは LINE 相談にご連絡いただき、それをきっかけに、はあとの相談や区市への相談と合わせてご活用いただければと思います。
- 相談員はみな有資格者です。また、ひとり親経験者もいますので安心してご相談いただき、支援につなげていきます。



はあと LINE アカウント

1-2 ニーズに応じた相談支援

現状と課題

- ひとり親家庭の支援ニーズは様々であり、ひとり親になった理由や時期、自身や子供の年齢、現在の職業など、その家庭が置かれている状況によって異なります。一方で、地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っている各区市の母子・父子自立支援員のうち、約半数は経験年数が3年未満となっており、経験やノウハウが蓄積されにくい状況です。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要です。
- 母子・父子福祉団体を対象に行ったヒアリングでは、父子家庭の父からの相談が増えており、父子家庭特有の課題への対応や、相談をためらう父子家庭の父へのアプローチは工夫が必要であるとの意見もありました。
- 令和6年5月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するなど、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されました。令和8年5月までに施行される新たな制度に対応するためには、離婚前からの相談も含め、相談体制の整備や支援者の資質向上が必要です。

今後の取組

相談支援の質の更なる向上を図るとともに、ひとり親家庭の様々なニーズに応じた相談支援を実施します。

<相談支援の質の向上>

- ひとり親家庭の相談窓口となる母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の様々な課題に的確に対応することができるよう、経験年数に応じた相談技法の習得を支援します。

<父子家庭への支援>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭のニーズに応じた相談を行う中で、父子家庭特有の課題に対応する事業を行うとともに、父子家庭が相談しやすい体制を検討していきます。

<民法改正への対応>

- 民法改正後の制度に関する相談対応に向け、区市町村や母子生活支援施設の職員等に対する研修を実施します。また、東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、区市町村職員からの相談に対応する体制を整備します。

<養育費確保・親子交流への支援>

- 東京都ひとり親家庭支援センターで実施している養育費相談や法律相談等の専門相談を拡充するとともに、身近な自治体において専門的な相談を受けることが可能となるよう、養育費相談を行う区市を支援します。
- 離れて暮らす子供と親の円滑な交流を支援するために、東京都ひとり親家庭支援センターで実施している「親子交流支援事業」について、収入要件を見直し、支援の対象を拡大します。

【主な施策】

■ **母子・父子自立支援員研修〔福祉局〕**

身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。

■ **【拡充】東京都ひとり親家庭支援センター事業〔福祉局〕（再掲）**

都内2か所（区部・多摩地域各1か所）に相談拠点を設置し、ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・親子交流支援等を実施します。

■ **【拡充】養育費確保支援事業〔福祉局〕**

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、民法改正を踏まえた養育費等に関する専門相談など養育費の履行確保に資する区市の取組を支援します。

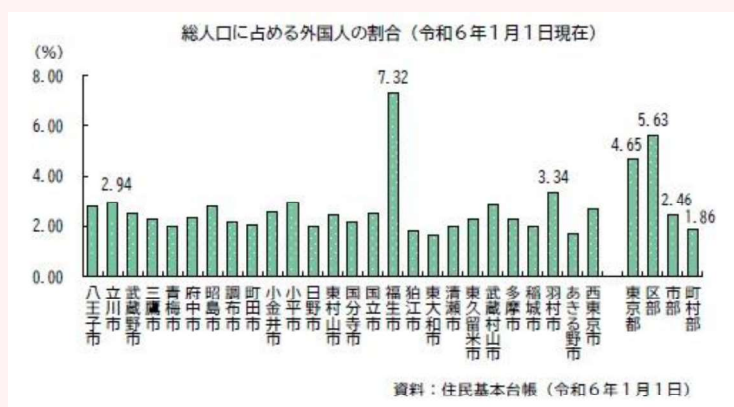
コラム 父子家庭への支援 ～シングルパパ達の心のオアシスを目指して～

- シングルママが集う会は多く開催されていますが、「シングルパパに特化した会もぜひ！」とのご要望を受けて、東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩では、父子家庭の父を対象とした「ひとり親グループ相談会～シングルパパの集い～」を令和4年度から年1回開催しています。
- 過去に「アロマテラピーをパパも体験してみたい」というお声が挙がり、それを受けて、令和6年度は「パパのためのアロマテラピー」と題した会を行いました。アロマテラピーは全員初体験でしたが、日々多忙なパパ達が瞬時にリラックス・リフレッシュできるということで大好評でした。
- 会の後半では、シングルパパ同士で日々のお悩みや情報を共有できる時間を設けています。今回は、「女の子の父の思春期の乗り切り方」、「仕事と子育ての両立の難しさ」、「自分が困った時の頼り先を探す方法」、「シングルパパの大変さを周囲になかなか理解してもらえないもどかしさ」など、多岐に渡り、話がつきないひと時となりました。
- 毎回ご参加のパパからは、この会の出会いをきっかけに友達になった話も出ました。こうした会を通じて、シングルパパ達の心のオアシスを目指しています。



コラム 外国人のひとり親家庭への支援について ～福生市の取り組み～

- 福生市は、市内の総人口に占める外国人の割合が大きく、令和6年1月1日時点で7.32%（4,138人）と東京都市部在住外国人の割合にあたる2.46%の約3倍となっています。その国籍は67か国に及びます。
- 外国人家庭がひとり親家庭になった場合、文化の違いや日本語がよくわからない子供とその親にとっては、どこに何を相談したらいいかわからないという課題があります。そこで、福生市では、以下の取り組みを行っています。
 - 1 必要に応じた外部機関への同行
困窮相談窓口に加え、就労支援目的のハローワークへの相談同行、疾病がある方の病院への受診同行を相談支援員が行っています。将来的には日本語を習得していただき地域に溶け込んでいけるよう、日本語教育及び学習支援を行っている NPO などの地域団体を紹介しています。
 - 2 多文化キッズサロンの新設（令和7年4月予定）
「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、日本語を母語としない子供でも安心して立ち寄ることができる地域の居場所づくりを推進します。
- 市内に暮らす外国人を含めた市民の皆様が、安心して生活できるよう、日々の業務に取り組んでいます。



2 就業支援

現状と課題

- ひとり親世帯の就業率は母子世帯・父子世帯ともに9割を超えていますが、その雇用形態をみると、母子世帯ではパート・アルバイト等の非正規雇用が約4割となっています。また、働いている母子世帯の3割超が転職を希望しており、その理由としては「収入が良くない」「将来が不安」という回答が多い状況です。
- 女性の就業支援における課題として、子育てと仕事の両立が難しいと考える人が多い状況があります。特にひとり親の場合、働くことに対して自信が持てない女性が多いのではないかと指摘があります。子育てしながら働くロールモデルの存在や、身近な相談相手、不安を抱えているときに寄り添って伴走できる存在が求められます。
- 就業支援の施策は拡充が進み、個々の状況に応じた就業相談の窓口が整備されていますが、必ずしも支援が必要なひとり親に情報が行き届いていない状況です。
- ひとり親が子育てと仕事を両立していくためには、企業等の理解も重要です。また、キャリアを形成していく中で、ひとり親特有の悩みを抱えている方もいます。
- コロナ禍以降、企業においてテレワークの導入・定着が進んでいます。そのような状況の中、東京都ひとり親家庭支援センターにおいても、在宅勤務ができる仕事を希望するひとり親からの問い合わせが増えてきています。また、収入を確保するため、本業以外に副業を希望する方もいて、ITを活用して在宅で収入が得られる在宅就業支援へのニーズがあります。
- 区市町村において、ひとり親の相談支援を行う中での課題として、最も多く挙げられたのは、障害や精神疾患がある方への支援となっています。また、母子生活支援施設においては、入所世帯の母の4割近くが何らかの障害等を有しているという調査結果があります。障害や精神疾患があるひとり親の支援にあたっては、障害分野の就業支援と連携していく必要があります。
- 障害や疾患等の理由により、就業して自立することが困難な方もいますが、その場合でも、親が何らかの社会参加をしていく姿を見て育つことが、子供たちにとって重要です。就業支援は親だけではなく、子供に対しても就労について様々な可能性を考えられるよう支援していく必要があります。
- ひとり親世帯の親の学歴を見ると、中学卒業程度の割合が、両親世帯の親より高くなっています。高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援を行う区市は徐々に増えて

きていますが、更なる支援を行うなど、職業選択の幅を広げるための取組が必要です。
また、ひとり親の安定した就労を支援するためには、就業に有利となる資格取得を支援していくことも重要です。

今後の取組

ひとり親が、子供の成長などライフステージに合わせた働き方や職業選択が可能となるよう、支援を行います。

様々な課題や不安を抱えたひとり親に対し、それぞれの状況を踏まえた支援を行い、ひとり親の自立を促進します。

<東京都ひとり親家庭支援センターにおける就業支援>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、それぞれの家庭の状況や課題を踏まえた包括的・継続的な支援を引き続き実施します。
- 不安や精神的な課題等を抱えたひとり親の方には、就業した後も、継続して働き続けられるよう、就業定着に向けたきめ細かな相談支援を実施します。
- 適職診断や面接対策、小論文・作文対策などの就職試験対策を充実するとともに、ハローワークの求人情報の活用等による効果的な職業紹介や、ハローワークと連携した就業プログラムの実施などに取り組みます。また、東京しごとセンターや都立職業能力開発センターと連携しながら就業支援を実施します。
- 親への支援と併せ、子供の希望や適性などを踏まえたキャリアカウンセリングや求人情報の提供、小論文・作文対策など、子供に対しても丁寧な就業支援を実施します。

<希望や適性に応じた就業支援>

- 就職や転職を希望するひとり親に対し、一人ひとりの希望や適性に応じてスキルアップ訓練やマッチング支援を行い、就業コーディネーターやメンターを活用した伴走型の就業支援を実施します。

<女性の就業支援>

- 東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、関係機関と連携したセミナーの実施や、メンターに相談できる機会の提供等、家庭と両立して働きたい女性を支援します。
- 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等を対象に、アウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性

の就職・正規雇用化を後押ししていきます。

- 「はたらく女性スクエア」において、女性のキャリアアップや労働問題等に関する相談に対応するとともに、女性活躍を推進する企業や女性従業員向けの労働セミナー等を実施します。

<企業の理解促進>

- 東京労働局では、母子家庭の母、父子家庭の父などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給しています。

<在宅就業の機会の確保>

- 在宅就業を希望するひとり親を対象に、e ラーニング等を活用した必要なデジタルスキルの習得、就業支援者及び就業後のサポート等を行う取組を実施します。

<障害を含めた就労に困難を抱えた方に対する就業支援との連携>

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、障害のある方など、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働くソーシャルファームと連携した就業支援に取り組みます。
- 障害のある方の職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する障害者就労センターを設置する区市町村を支援します。

<地域の就業支援の充実・強化>

- 地域における就業支援を充実するため、福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携して包括的な就業支援を行う取組について、全区市に実施を働きかけていきます。
- ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、きめ細かな就業支援を行う自立支援プログラム策定について、全区市に実施を働きかけていきます。
- 経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、資格取得期間中の生活費相当の給付金や講座の受講費用の支給について、引き続き全区市で実施されるよう働きかけていきます。
- より良い条件での就職や転職の可能性を広げるため、高等学校卒業程度の学力獲得を支援する取組について、全区市に実施を働きかけていきます。

【主な施策】

■ 東京都ひとり親家庭支援センター事業〔福祉局〕

ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動）、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。

■ マザーズハローワーク・マザーズコーナー〔東京労働局〕

子育て中の女性やひとり親等の求職者のための専門職業相談窓口として、担当者制によるきめ細かな就職支援を行うとともに、仕事と子育ての両立しやすい求人の確保や、関係機関と連携した保育所・子育て支援サービスなどの情報提供を行います。

■ ひとり親家庭就業推進事業〔福祉局〕

ひとり親家庭を対象に、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就業直後のアフターフォローまでを、一貫してサポートします。

■ 【新規】女性再就職包括サポート事業〔産業労働局〕

育児や介護等の事情を抱えた方が、就職活動をより効率的に実施できるよう、オンラインによるメンター相談やキャリア講座等の包括的サポートを実施することで、正規雇用など希望する働き方の実現を後押しします。

■ 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援〔産業労働局〕

経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しします。

■ 【新規】成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業〔産業労働局〕

P CやW i - F i を無償で貸与し、e ラーニング等により、デジタルスキルや柔軟な働き方が可能な業種・職種のスキルの習得及び職業紹介等の就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援します。

■ ひとり親家庭等在宅就業推進事業〔福祉局〕

I Tを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅で収入が得られるクラウドソーシングについて実践的に学び、自ら受注できる在宅ワーカーとなれるよう、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。

■ 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業〔福祉局〕

母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図ります。＜実施主体：区市、町村は都＞

■ 働く女性への総合サポート事業〔産業労働局〕

女性管理職等も含め、女性の「働き方」や「活躍の基盤づくり」を後押しする拠点として「はたらく女性スクエア」を運営し、キャリアアップや育業との両立、女性の健康課題に関する相談等に、専門の相談員やメンターが対応し、はたらく女性をサポートします。

コラム 女性ワークチャレンジ移動サロン

- 東京しごとセンターでは、ひとり親の方や、仕事や子育てなどさまざまな悩みを抱えている方々を支援するため、セミナーや個別相談、企業交流会等を組み合わせた「女性ワークチャレンジ移動サロン」を都内各所で開催しています。
- セミナーでは、講師の方が「おかねのこと」、「くらしのこと」、「みらいのこと」、「じぶんのこと」、「しごとのこと」などをテーマにお話しします。個別相談では、経験豊富なキャリアアドバイザーに就業に関する「おしごと相談」や、生活設計に関することや利用可能な福祉サービスに関する「くらしのお悩み相談」ができます。また、「企業交流会」では、女性が働きやすい企業、働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業の方のお話を聞くことができます。
- 参加された方は、和やかなムードのなか、講師のお話に聞き入って真剣にセミナーに取り組んでくださいました。セミナー後は、個別相談や企業交流会に積極的に参加されていました。参加者からは、「移動サロンに参加して前向きな気持ちになった。勇気をもらった」「視野が広がり、頑張って就職活動をしてみようと思えた」などのお声が寄せられました。また、移動サロン開催後、東京しごとセンターを利用いただき、就職が決まった方もいます。



コラム 東京都ひとり親家庭等就業推進事業について

- 都では、令和4年度から、ひとり親の自立を支援するとともに、孤立を防ぎ適切な支援につなげるため、就職や転職を希望するひとり親に対して、一人ひとりの希望や適性に応じた伴奏型の就業支援を実施しています。
- 就業相談、資格取得や専門知識の習得を含めたスキルアップ訓練、求人紹介、就業後のミスマッチを防ぐためのマッチング支援や、就業直後のアフターフォローに至るプログラムで、参加期間は1年間です。
- 令和6年度のスキルアップ訓練は、ファイナンシャルプランナー講座、WEBクリエイター入門講座、販売士講座、SNS運用講座及びビジネスサポート講座の5講座を実施しました。
- 就職活動中の不安等を解消するため、就業コーディネーターにより定期的なアドバイスを行うほか、ひとり親当事者等のメンターへ随時相談できる体制が整っています。



受講者からは、「プログラム参加により、やってみたかったことに対して一歩踏み出すことができた。」「就業コーディネーターに相談することでモチベーションを保つことができたので、気軽に相談すると良い。」「同じ境遇で頑張っている方に励まされて、実りのある学びの場であった。」等の感想をいただきました。

- 引き続きひとり親のみなさんに、寄り添った支援を行い、就業をサポートしていきます。



3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 子育て支援体制

現状と課題

- 地域とのつながりの希薄化などにより、地域や家庭の子育て力が低下し、身近に相談できる相手がいないことなどから、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える方が増えていることが指摘されています。若年でひとり親になるなど、特に支援が必要な場合もあり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が求められています。
- ひとり親家庭は仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、子育てと就業を両立させて安定した生活を送るためには、保育サービスをはじめとする子育て支援体制の充実が必要不可欠です。
- 子育て世帯を対象にした調査では、子供を預けていて不満に思うこととして、両親世帯・ひとり親世帯ともに、「子どもが病気の時に利用できない」「夜間や休日に利用できない」という回答が多く、保育ニーズに対するきめ細かな対応が求められています。
- 学童クラブについては、両親世帯よりひとり親世帯の方が学童クラブを利用する割合が高く、ひとり親世帯が学童クラブを利用するにあたって望むことは、「自宅から近いこと」が最も多く、他に「安全」に関すること、「長期休暇中に昼食を提供してくれること」、「学校が休みの日に利用できること」などが多くなっています。また、都全域の登録児童数の見込みでは、依然としてニーズは高く、地域の実情に応じた整備が必要です。
- 子育て支援サービスの利用の有無を見ると、ファミリー・サポート・センターを「利用したことがある」割合は、ひとり親世帯が16.7%、両親世帯は9.5%で、ひとり親世帯が7.2ポイント高くなっていました。
- ひとり親家庭ホームヘルプサービスは、ひとり親家庭の生活の安定を図るために重要な役割を果たしていますが、区市町村により実施状況が異なっています。区市町村を対象に実施したアンケート調査では、事業を実施している自治体のうち、保育サービス等の子育て支援を実施しているのは4割程度となっています。また、委託事業者が不足していると答えた自治体が半数程度、支援者の育成を行っている自治体はごくわずかでした。

今後の取組

ひとり親家庭が、ニーズに合ったサービスを利用し、安心して子供を健全に育てられるよう、地域の実情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援します。

また、特に支援が必要な妊産婦に対する支援を充実します。

<地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援>

- 個々の家庭のニーズを早期に把握し、必要に応じて適切な支援につなげるため、妊娠期から子育て期にわたって、母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、切れ目ない支援を実施する区市町村を支援します。
- あわせて、産前・産後の家事・育児の負担軽減を図るための、家事育児サポーターの派遣や、多胎児を育てる家庭を対象に母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。

<保育サービス等の充実>

- ひとり親家庭が必要な保育を受けられるよう、保育サービスの充実や、延長保育や夜間保育、ベビーシッター、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供に取り組む区市町村や事業者を支援します。
- 日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者等に対して行うベビーシッターによる一時預かりについて、ひとり親家庭の利用時間上限を拡充します。
- 保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、事業者を支援し、取組を評価・検証するとともに、ひとり親家庭に対するベビーシッターによる病児保育の利用時間を充実させます。
- 区市町村による学童クラブの設置を促進するとともに、保護者のニーズに応え、多様なサービスを提供できる仕組みを目指します。

<地域の子育て支援>

- 区市町村が子育て支援の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供を子育て家庭の実情やニーズに応じ、きめ細かく実施できるよう、アウトリーチ型支援やショートステイ事業などの様々な子育て支援策を充実させます。また、経験豊富な虐待対策ワーカーの配置の支援や要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援等により、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。

<日常生活支援>

- すべての地域で日常生活支援が必要な家庭が利用できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスに取り組む区市町村を支援するとともに、事業の周知や支援者の質の向上に向けた取組の実施を働きかけていきます。
- 地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業について、安定的な実施に取り組む区市町村や、育児の援助を行う提供会員の質と量を確保する取組を行う区市町村を支援します。

<特に支援が必要な妊産婦への支援>

- 支援が必要な妊産婦を地域で支えるネットワークの構築について検討するとともに、民間事業者と連携し、特定妊婦等への支援を充実します。

【主な施策】

■ こども家庭センター体制強化事業〔福祉局〕

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援します。

■ 夜間保育事業〔福祉局〕

保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後 10 時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援します。

■ 延長保育事業〔福祉局〕

保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11 時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援します。

■ 【拡充】ベビーシッター利用支援事業〔福祉局〕

待機児童の保護者、育児休業を 1 年間取得した保護者、夜間帯保育を必要とする保護者又は一時的に保育を必要とする保護者等が、ベビーシッターを利用する場合の利用料等の一部を補助します。

■ 【新規】東京都病児保育推進事業〔福祉局〕

・ 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う区市町村を支援します。

・ 病児・病後児保育の経営の安定性確保や新規参入を後押しするとともに、保育中の体調不良児について在籍する保育所等で看護師等が一時的に預かる取組を推進するため、実施計画を定めた区市町村に対して、都独自に支援を行います。

・ 保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が主体となり、区市町村と連携しながら、急な依頼にも対応可能な体制の確保やベビーシッターの処遇改善等に取り組む事業者を支援するとともに、認定事業者の取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。

コラム ひとり親家庭等へのホームヘルプサービス事業について～大田区の取り組み～

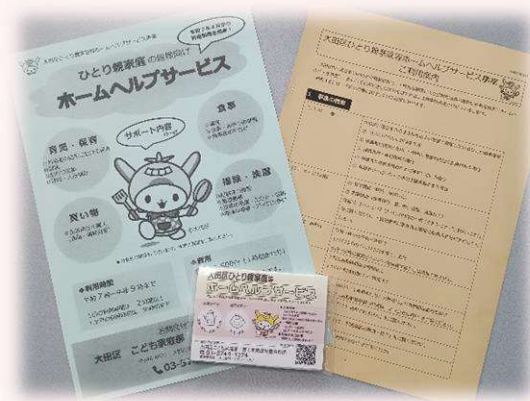
○大田区では、就労や疾病等の一時的な事情により日常生活などの援助が必要なひとり親家庭等にホームヘルパーを派遣し、家事・育児の支援をしています。

○対象について、令和6年度は養育している児童を小学6年生から中学3年生へ拡大し、令和7年度からは所得制限を撤廃し、より広くひとり親家庭等への支援を実施します。

○また、ホームヘルパーがひとり親家庭等でのサービス提供中に、虐待疑い等の問題を発見した際には、速やかに区へ連絡し、区担当者は、当部の強みを活かし、関係機関と連携して、家庭における早期の問題解決等を図っていきます。

○利用家庭からは、「普段できない箇所をピカピカに掃除してもらったことでストレスが半減した、定期的に利用したい。」など、好意的な意見を多数いただいております。

○今後、チラシや広報用ティッシュの配布、利用者向けの利用案内を作成するなど、必要とする家庭にサービスが届くよう、一層の事業周知を図っていきます。



3-2 子供の居場所づくりや学習支援の推進

現状と課題

- 子供たちの健やかな育ちのためには、ひとり親家庭の子供に限らず、すべての子供が安全・安心に過ごせる居場所を持つことができるようにすることが必要です。
- ひとり親家庭の子供を対象に都が実施したヒアリングでは、参加した子供たちから、中高生が自由に利用できる居場所を必要とする意見や、困りごとを相談する際に、日常的な居場所の中で相談できると良いという意見がありました。家庭以外の場でも子供たちを見守る体制が必要であると考えられます。
- 都はこれまで、児童館、放課後子供教室、子供食堂、子供の学習支援など、様々な子供の居場所を確保してきました。こうした地域の拠点において子供たちと関わる中で、家庭における課題に気付き、支援につなげられる可能性があります。様々な居場所において子供と関わる大人が、ひとり親家庭の子供について理解を深めることが求められます。
- 全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯の子供の高校卒業後の進学率は、母子世帯で66.5%、父子世帯で57.9%となっていますが、文部科学省の調査（学校基本調査）では、ひとり親世帯を含む全世帯の進学率は7割を超えています。
- 内閣府の調査研究では、保護者の経済状況が子供の成績や進学希望に影響を与えることが指摘されています。また、ひとり親家庭の子供を対象に都で実施したヒアリングにおいても、中高生からは学習塾の夏期講習等、受験対策の費用の負担感についての意見がありました。

今後の取組

地域において、子供の安全・安心な居場所や学習機会の確保に取り組む区市町村を支援します。

<子供の安全・安心な居場所の確保>

- 放課後子供教室や子供食堂など、子供の安全・安心な居場所を確保し、地域住民との交流機会の提供や、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。

<ひとり親家庭の子供の学習支援の推進>

- ひとり親家庭等に対し、地域の実情に応じた学習支援や、大学等の受験料及び受験に向けた模擬試験の受験料等を支援する区市町村の取組を支援します。また、学習支援の場は、親と離れた場所で、他の大人や同じ境遇の子と接する機会としても重要であることから、子供たちの悩み相談や要支援家庭の把握にもつなげられるよう働きかけます。
- ひとり親家庭の子供の支援にあたっては、子供の福祉の向上に理解や熱意を有するだけでなく、ひとり親家庭の子供が抱える特有の不安やストレスに配慮できる必要があることから、都において母子・父子自立支援員等に対する研修を実施するほか、子供に対する支援に関わる支援員等の研修を行う区市町村を支援します。
- 学校を核とした地域づくりの取組として、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を引き続き実施します。

<将来の自立に向けた子供の進学支援>

- 本人の希望が尊重され、能力・適正に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付を無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、子供の進学を支援します。

【主な施策】

■ 子供の居場所創設事業〔福祉局〕

子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。

■ 子供食堂推進事業〔福祉局〕

地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。また、区市町村が、子供食堂との情報共有等により連携した上で、週1回以上の食事提供を通じて、家庭支援につなげる子供食堂の取組を支援します。

■ 【拡充】ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活・学習支援事業）〔福祉局〕 （再掲）

ひとり親家庭等が、生活の中で直面する課題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援するとともに、学習支援を実施する区市町村を支援します。

■ 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業〔福祉局〕

貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供に対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。

■ 【拡充】受験生チャレンジ支援貸付事業〔福祉局〕

学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、子供の進学に向けた取組を支援します。

3-3 住居の確保

現状と課題

- ひとり親世帯の住居の状況は、両親世帯と比較して、「持ち家」の割合が低く、「民間賃貸住宅等」の割合が多くなっています。
- ひとり親家庭の中には、収入が低い世帯も多く、家賃等が家計に及ぼす影響が大きい
ため、住まいの確保にかかる支援が重要です。
- 都は、ひとり親家庭を対象に、都営住宅における優先的な入居や公社住宅における家賃割引等の取組を実施しています。
- また、区市町村における居住支援協議会の設立を促進しています。ひとり親家庭をはじめとした、住宅の確保に配慮が必要な方への居住支援にあたっては、区市町村における取組が重要です。

今後の取組

ひとり親家庭が地域で自立して生活していくことができるよう、住宅確保に対する支援を充実させていきます。

<都営住宅優先入居等>

- 都営住宅において、ひとり親家庭を対象とした世帯向け募集における当せん倍率の優遇や、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割り当て、若年夫婦・子育て世帯向け募集などにより、引き続きひとり親家庭への住宅提供を実施します。
- また、公社住宅において、ひとり親家庭を対象に一部住宅で家賃割引等を引き続き実施します。

<子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給>

- 住宅の価格や家賃が上昇する中、民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給を推進します。

<民間賃貸住宅の円滑な入居促進>

- 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図っていくため、区市町村の居住支援協議会の設立促進や活動支援に取り組みます。

- ひとり親家庭の住まいに関する支援を行う居住支援法人について、広く都民へ周知していくほか、法人の指定拡大を図るとともに、ひとり親家庭を含めた住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅の登録を進めます。

【主な施策】

■ 都営住宅の優先入居〔住宅政策本部〕

ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅の当せん倍率の優遇制度、ポイント方式による入居者募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。

■ 【拡充】公社住宅における入居機会の確保〔住宅政策本部〕

公社住宅では、ひとり親世帯の方が収入審査を受ける際に、申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、各自治体から交付される「児童育成手当」「児童扶養手当」「児童手当」を月収額に合算して審査を実施します（「児童手当」の月収合算については、すべての子育て世帯に適用）。

また、公社住宅の市部の一部の住戸を対象に、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「入居から3年間」毎月の家賃を20%割引とする「こどもすくすく割」を実施します。加えて、適用期間のうち契約始期日から1か月間の家賃を無料にします。

■ 若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保〔住宅政策本部〕

若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保します。

■ 子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給

・金融スキームの活用〔産業労働局〕

複数のファンドを組成し、子育て世帯等へのアフォーダブルな住宅供給を実現します。

・空き家の有効活用〔住宅政策本部〕

区市町村と連携し、空き家を地域資源として活用し地域の課題解決に取り組む民間事業者等に対して、ひとり親世帯等を対象としたシェアハウスへの改修に係るメニューを新たに設けるなど、取組を後押しします。

・開発と合わせた導入〔都市整備局〕

都市開発諸制度等による開発と合わせたアフォーダブル住宅の導入に向けた促進策を検討します。

・多摩ニュータウンのまちづくり〔都市整備局〕

子育て世代に選ばれ、ライフステージに合わせて、空き住戸の活用など多様な住まいの供給を促進します。

■ 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進〔住宅政策本部〕

子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。

また、地域に身近な基礎的自治体である区市町村が居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施できるよう、広域的な立場から区市町村による協議会の設立促進・活動支援などを実施します。

4 経済的支援

現状と課題

- ひとり親世帯の所得状況をみると、年間収入が 300 万円未満の世帯は約 5 割となっています。年間収入が 300 万円未満の両親世帯は約 3 %であることと比べると、大きな開きがあります。ひとり親世帯を対象にした調査では、ひとり親になって現在困っていることは、「家計について」と回答した人が約 6 割と最も多くなっています。
- これまで、児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当、母子及び父子福祉資金の貸付などの支援を行ってきました。経済的課題を抱えたひとり親家庭において、経済的支援は、子供の健全育成のためにも重要な役割を果たしています。それと同時に、子育てにかかる経済的負担を減らしていくことも重要であるとの指摘もあります。
- 母子・父子福祉団体を対象に実施したヒアリングでは、コロナ禍以降、生活に困窮するひとり親への食料支援や相談支援が急増しているという意見がありました。「1日2食にして食費を浮かせる」「食費を節約するためフードパントリーを利用している」などの声もあり、子供たちへの食に関する支援も重要となっています。
- 養育費は、子供が自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費などであり、親の生活水準と同じ水準を保障する子供のための制度です。
- 国は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、養育費の受領率に関する達成目標を定めることを明記し、希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは 2031 年に、養育費の取り決めの有無にかかわらず全体の受領率を 40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を 70%とすることを目指しています。
- 都においては、養育費を受けている世帯の割合は、過去の調査と比較して増加傾向にあるものの、依然として約 3 割程度です。養育費の取り決めをしている世帯では、養育費を受けている割合は 6 割を超えていますが、取り決めをしていない世帯では、約 3 %となっています。離婚前から、養育費の取り決めの重要性を周知し、専門的な相談につなげていく必要があります。
- また、令和 6 年 5 月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、養育費債権への優先権の付与や、法定養育費制度の導入など、養育費の履行確保に向けた見直しがされ

ました。令和8年5月までに施行される新たな制度の周知も必要です。

今後の取組

ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を支えるため、引き続き、経済面からの支援を行うとともに、子供たちへの食に関する支援にも取り組みます。

<経済的課題を抱えたひとり親家庭への支援>

○ 児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当、母子及び父子福祉資金の貸付を引き続き実施します。

○ ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。

<子供への支援>

○ 全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。

<将来の自立に向けた子供の進学支援>

○ 本人の希望が尊重され、能力・適正に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付を無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、子供の進学を支援します。(再掲)

<食に関する支援>

○ ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等とその子供たちに対し、子供食堂やフードパントリー等を通じた食に関する支援に取り組む区市町村を支援します。

<養育費確保への支援>

○ 東京都ひとり親家庭支援センターで実施している養育費相談や法律相談等の専門相談を拡充するとともに、身近な自治体において専門的な相談を受けることが可能となるよう、養育費相談を行う区市を支援します。(再掲)

○ 都としても、国が掲げる養育費受領率の目標の達成に向け、ひとり親家庭の自立と子どもの健全な育成を支えるため、都内のひとり親世帯に対し、養育費の受領を一層進めることを目的として、養育費の取り決めの債務名義化の促進や、継続した履行確保を支援するため、ひとり親に対し、公正証書等の作成支援や、養育費に係る保証契約における

保証料への支援等を行う区市を支援します。本計画期間後も、国の動向を踏まえるとともに、養育費の受領を一層進めるため、施策を推進していきます。

【主な施策】

■ 児童扶養手当・児童育成手当〔福祉局〕

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。

■ 母子及び父子福祉資金〔福祉局〕

ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。

■ 018サポート〔福祉局〕

全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。

■ フードパントリー設置事業〔福祉局〕

住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。

■ 子供食堂推進事業〔福祉局〕（再掲）

地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。また、区市町村が、子供食堂との情報共有等により連携した上で、週1回以上の食事提供を通じて、家庭支援につなげる子供食堂の取組を支援します。

■ 【拡充】養育費確保支援事業〔福祉局〕（再掲）

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、民法改正を踏まえた養育費等に関する専門相談など養育費の履行確保に資する区市の取組を支援します。

コラム 子供の育ちを切れ目なく支援する ～018 サポート～

- 都は、子供の育ちを切れ目なく支援するため、都内在住の0～18歳までの子供たちに月額5千円を支給する「018サポート」を令和5年度より実施しています。
- 本事業は、時間や場所を問わず申請できるよう、オンラインや郵送で申請可能としており、「子育てで忙しい中、窓口に行かずに申請できて助かった」という声をいただいています。
- 令和6年度からは、一度受給した方は改めての手続きなしで給付金を受け取れるよう、原則としてプッシュ型で継続支給を行っています。また、転入・出生等により申請される方については、親子のマイナンバーカードをスマホで読み取ることで申請できる申請方法を新たに導入し、より簡単・便利に申請ができるようになりました。
- 令和5年度は年間の給付金を一括で支給しましたが、子供の育ちをきめ細かくサポートするため、令和6年度から支給回数を年3回（8月、12月、4月）としています。



コラム 離婚前後の親支援講座 ～世田谷区の取り組み～

- 世田谷区では、お子さんがいるご家庭で離婚を考えている方などを対象に、「離婚前後の親支援講座」を実施しています。講座では親の離婚に対する子どもの気持ちや、財産分与や養育費、親子交流など離婚時に取り決めておきたいこと、ひとり親家庭が支援を受けられることができる区の制度などを紹介しています。
- 参加者は、「子育てと仕事を両立できるか」「子どもに離婚のことをどう伝えよう」など、様々な悩みを抱えて講座に参加しています。ひとり親家庭になる前から情報を得ることで、安定した生活基盤を考えることができるように支援をしていくことが必要です。
- ある参加者は、自身の収入が低いことから離婚後の生活に不安を抱えており、養育費を受け取ることができるか心配で参加していました。参加者の家庭状況等を確認し、状況に応じて説明をすることで、それに基づく養育費の金額や取り決め方法等について具体的なイメージを持っていただきます。参加者一人ひとりとのコミュニケーションを通じて、不安を一つずつ取り除き、充実した内容となるように取り組んでいます。

コラム 養育費支援 ～八王子市の取り組み～

- 八王子市では、ひとり親家庭の生活基盤の安定には養育費の確保が重要であるとし、戸籍担当との連携から母子・父子自立支援員の養育費相談、弁護士による養育費等の法律相談、養育費確保支援事業など各種支援事業を実施しています。
- 市の窓口には、配偶者からいつも虐げられ、子どものためと思い 10 年も我慢して生活してきたが、いよいよ心身に不調をきたして限界なんですと、涙ながらに気持ちを吐き出す方もいます。
- 母子・父子自立支援員は、そのような深い悩みを聴きとり、相談者の心身の健康に留意しながら、少しでも安心できるよう今後の生活の手段を情報提供し、最終的には本人の意思を尊重して継続した支援をおこないます。
- そのほか、八王子市の養育費確保支援事業では、認知調停費用補助があります。未婚でお子さんを出産された場合、生活安定のために養育費を確保するには、まず相手方が子の認知をする必要があります。認知について争う場合、認知調停をおこないますが、DNA 鑑定の費用がかかる場合があります、その費用の補助をするものです。「離婚」だけでなく、「未婚」への支援も大切にしています。